

周作人と「貞操論」

李 瑾

はじめに

文学活動初期において、周作人は女性問題を積極的に取り入れながら活動した。彼は、封建制度に縛られ自由を失った女性の悲惨な生活を描き、女性を生殖道具、あるいは男性の付属品・玩具にした封建制度を暴き出し、その不合理さや残酷さを鋭く指摘した。更に、彼は人間らしく生きていくためには女性自ら闘わなければならないと女性の自覚を呼びかけていた。¹

1906年周作人は兄の魯迅の後を追い、日本へ留学した。留学後の周作人は文学活動を続けていたものの、初期のような女性問題を中心とした発言はほとんどなくなっていた。しかし、周作人のこの沈黙は決して女性問題を見切ったわけではなかった。

1915年9月陳獨秀（1879－1942）が編集する『青年雑誌』が発表され、新文化運動が始まった。『青年雑誌』は翌年9月から『新青年』と改題し、西欧の近代思潮を翻訳紹介することによって、民主政治を鼓吹し、人権を提唱し、君主とその特権に反抗するといった民主的啓蒙運動が始まった。これと同時に、『新青年』は孔教・礼法・旧道徳の批判を展開した。陳獨秀、易白沙（1886－1921）、高一涵等の『新青年』の先頭軍団は孔孟の教えを中心とする封建主義を徹底的に批判し、人々の思想を封建精神と伝統觀念の束縛から解放し、民衆の自覚を喚起し、国と民衆を救おうとした。

1917年初陳獨秀は北京大学の文化科長に就任し、『新青年』の編集部は北京に移された。この年の3月、周作人は魯迅の紹介で北京大学の国史編修部に入り、9月に北京大学の文科の教授に採用された。

1918年5月、周作人（1885－1967）は与謝野晶子（1878－1942）の評論「貞操論」²を翻訳し、『新青年』に発表した。周知のように、中国では古くから女性は厳しく貞操を課され、貞節は女性の命よりはるかに大事なものだとされてきた。貞節を守るために命を失ったり、苦しんだりする女性は数え切れないほど存在した。当時の中国では「貞操」がまさしくタブーであった。しかし、日本留学後から女性問題に沈黙を保ってきた周作人はあえてこのタブーを触れたのである。「貞操論」の発表によって、女性問題の中核である貞操問題は新文化運動の最前線に押し出され、知識人の関心を呼び出したのである。『新青年』において胡適（1889－1962）の「貞操問題」³、魯迅（1881－1936）の「私の節烈觀」⁴をはじめとする貞操

に関する議論がはじまり、本格的な女性解放問題に対する検討が真剣に取り組まれるようになった。

本稿では「貞操論」を翻訳する時代背景を分析し、「貞操論」が翻訳発表されてからの知識人による貞操問題に関する議論を論じ、「貞操論」の翻訳発表が新文化時期で女性解放問題に果たした重要な役割を明らかにしたい。その上、文学活動初期における周作人の女性論と「貞操論」との共感を探り、周作人が「貞操論」を翻訳発表する真相を明らかにしたい。

1. 「貞操論」翻訳が発表された時代背景

1911年中国では辛亥革命が勃発し、二千年余りにわたって中国全土を統治してきた封建王朝は覆され、翌12年1月1日には孫文が臨時大総統に就任、アジアで初めての共和国である中華民国が誕生した。

二千年余り中国の封建社会の支配体制を維持してきた封建道徳には、三綱と五倫がある。三綱とは、「君臣の綱」・「父子の綱」・「夫妻の綱」という順でなっている。辛亥革命による封建王朝の転覆は、いうまでもなく三綱の首条であり且つその要石ともなっていた君主を打倒し、君臣の関係を解体させてしまった。1912年3月11日中華民国は、大総統の名を以て、臨時憲法の臨時約法を公布し、中華民国の主権は国民にあり、国民は一律平等であり、種族・階級・宗教によって差別されないと宣言した。これによって、二千年余りにわたって搖るぐことの無かった根強い君臣の間の不平等関係は存在しなくなった。従って、三綱の中の父と子、夫と妻の関係も次から次へと崩壊していくのではないかと考えるのが普通であろう。しかし、残念ながら、この条項に男女の文字を書き加えて、男女の間にも差別が存在しないと明記されることはなかった。だが、三綱で「君臣の綱」という条項を欠くことは、封建道徳に致命的な打撃を与えた。そして、王朝支配を支えてきたもろもろの封建的イデオロギーの動搖をも意味した。このような状況の下に、従来の男女の差別的関係はずっと安泰のままにあり得る事はなかっただろう。

1912年4月1日南北講和の協定に従って、孫文は大総統の座を袁世凱に譲ったが、しかし新しい共和国の政権を握った革命派の中では、その時代に相応しい法体系を作ろうという動きは止まらなかった。北遷後の参議院の努力によって、同年6月新しい刑法草案⁵が大総統の手によって提出され、旧刑律で認められていた夫の妻に対する（妻の貞操に関わる）私的な制裁⁶や寡婦に貞節を全うさせる目的であった法律⁷がある程度改善されたようである。

しかし、自由・民主に向かっていたこの革命は、袁世凱によってやがて反革命の波に襲われることになる。1913年袁世凱は孔教を国教にしようとしたが、国会で激しい批判を受け、その案は撤回されたものの、まもなくその国会は彼の手によって解散された。その後、彼は臨時約法の改悪に公然と乗り出し、1914年に大総統の権限を極限にまで拡大した新約法を公布した。この新約法によって、国民に対する抑圧と性に関する圧迫は一層深刻な方向に向かった。ここではこの性に関する圧迫だけを取り上げることにしたい。

1914年3月袁世凱政府は道徳的に優れている者を表彰するために⁸「褒揚条例」なるものを公布した。「婦女の節烈貞操を以て世の模範とするに足る者」が表彰の対象となったこ

とは言うまでもない。さらに、6月にその施行細則⁹を公布し、節婦とは30歳以前に寡婦となり50歳以上まで再婚しなかった者、烈婦烈女とは強暴な行為に遭遇して抵抗し死亡もしくは自殺した者・夫の死後殉死した者、貞女とは年齢については節婦と同様で、夫の死後も夫の家に残った者を指すという、より詳しくその表彰対象を明白にしたのである。

現在の中国史では袁世凱によって行なわれたこの一連の出来事を「封建統治の復活」と名づけている。まさしくその通りである。かつて清朝はこのような女性達を世の模範として表彰しつつ、それに反する女性には法を以って取り締まったのである。更に、女性は妻である以外にも、子であり、臣でもあった。三綱のどの条にも当てはまるわけである。つまり、二千余りにわたる封建統治の下では、女性達はその最低層として圧迫され続けていたと言えよう。貞操を厳しく課せられていただけではなく、人間としての最低限の自己権利である自らの命ですら、ただ一枚の貞節碑をもらうために奪われる場合がある。封建社会の最低層に圧迫されるのが女性だとしたら、三綱にあるこの「節」を復興することは封建統治を復活する最低限の条件だと考えてよい¹⁰。言い換れば、女性を圧迫することは封建的統治の基盤の一つである。このように、封建統治を復活させようと夢を見ていた袁世凱は、「節」から「孝」と、封建統治の基盤である家族制度イデオロギーの強化を一つずつ実行し、やがて最終目的の「忠」へと、つまり帝政の復活へと移行したのである。そして、1915年12月彼は翌年には中華帝国が発足するという確信を得た。しかし、彼の野望は百日間の夢でしかなく、国内における第三次革命と帝国主義の干渉によって碎かれ、この失望の中で彼が世を去るという結果になった。

袁世凱による帝政の復活は失敗したものの、彼が公布した褒揚条例は粘り強く生き延びた。1917年11月2日「修正褒揚条例」¹¹が中華民国によって、公布された。修正案とは言え、節烈婦女という項目は決してなくなるはずがなかった。ただ、その表彰する対象には「義夫」というものが増やされた。その施行細則¹²によると、義夫とは、年齢30歳以下で既に後継ぎがあり、妻を失った者が、再婚したり妾を作ったりせずに60歳以上に至ったものを指しているという。女性の節婦に相当する男性の節夫をも表彰して、一層男女平等のように見せるこの修正案は、なんと陳腐なことであろうか。明白に言えば、袁世凱が復活させた「婦女の節烈貞操を以って世の模範とするに足る者」を表彰するという女性の自由を厳しく制限する条項を維持するため、この所謂義夫という項目を加えたに違いない。従って、この封建統治の基盤である「節」という封建道徳が生き延びている限り、国家の法律などにおける女性に関わる条項も以前のままに維持されるのではなかろうか。つまり第三次革命と帝国主義などの力によって中華民国は、袁世凱の帝政への復活自体は挫けさせたが、彼が帝政を復活するために復興した帝政の基盤までを問題とするには至らなかった。これはまるで雑草が生い茂る畑を救おうと、雑草を刈ったが、依然として雑草の根を残してしまったかのようである。雑草を刈ったばかりの時、その畑はきっと豊作になるように見えるかも知れない。しかし、放置しておくと、雑草は再び蔓延するであろう。

2. 「貞操論」の翻訳文の発表

1918年5月、周作人は日本の女流歌人の文章「貞操論」を翻訳し、『新青年』第四卷第四号に発表した。

周作人は翻訳の前書きに、与謝野晶子の事を極めて名声の高い（日本）第一の女流詩人、古典学者、批評家であると紹介している。

その後彼女は評論を書く事に転じ、その見識論点等すべて正々堂々としている。我々の考えでは、現在日本的一流の女性評論家であり、極めて進歩的で、自由で、誠実で、公平な偉大な女性であった。女流界の頑固な先輩達や軽薄な後輩達とはまったく比べものにならない。またその辺りの滑稽な学者達と比べても、見識が何倍も優れている。¹³

与謝野晶子は「貞操論」の冒頭で、「私は貞操を最も尊重し、貞操を最も確実堅固な基礎の上に据えたいために此一文を書きます。」¹⁴と貞操を最も尊重するという自らの観点を述べながら、当時の貞操・道徳に対する考え方、又道徳の基礎に迫って論評している。

彼女は、当時当たり前のように信じられていたあらゆる考え方に対し、「私達はあらゆる虚偽と、あらゆる壓制と、あらゆる不正と、あらゆる不幸とから脱れて、もっとも真実な、もっとも自由な、もっとも正確な、併せてもっとも幸福な生活を実現したいと渴望しております。私達はこの実感を基礎として一切の問題を整調して行く外はない」と述べ、既成観念にとらわれず、物事の真実を見つめようとする真摯な姿を我々に見せた。その考え方を基礎に、当時の貞操を道徳として維持する社会情勢に対する矛盾を指摘し、疑問を述べ、道徳・貞操に対する考え方を以下のように批判している。

道徳とは何か、またその目的については「私たちの生活のために制定されるのであり、道徳のために人が生きているのではない。それ故、それが害するようになれば道徳は改廃するのがいい、そうでなければ人間は永久に道徳の奴隸になってしまう」と述べる。そして彼女は「壓制から逃れるという意味は仮にも放縱無秩序な生活を送ろうというのではなく、実際生活に必要である限り聰明な批判商量を経た上で新しい道徳、制度を建設しよう」と自らの道徳観を示した。また、道徳は普遍性を持ち、いかなる場合も矛盾のないものでなくてはならず、人間各自の生活をより真実に、より自由により正確に、より幸福にするための自制律であると説いている。

そして、彼女は精神的、肉体的、愛情等の方面から、貞操の本質を徹底に検討した。貞操が道徳のようにいかなる場合にも矛盾のない資質を持ってはいないことを明らかにした上で、貞操は道徳ではなく、一種の趣味、信仰、潔癖であり、強要すべきものではない、と結論を下した。こうした先駆的な道徳の観点に立ち、貞操を強要しないということは、無秩序で放任された生活を容認するというわけではなく、現代の思想に基づいて、実際の生活上で必要な全ての自制律のような新道徳を作り出すべきであると提唱した。

周作人は、このような与謝野晶子の評論を「この文章に書かれているものは純粹で健全な思想であると確信している」¹⁵と高く評価しながら、「日光と空気は健康と衛生によいもの

だが、衰弱している病人や暗闇に長く居すぎた人々には、いきなり明るい光と新鮮な空気にふれると却って合わないと思うのかもしれない。過去の中国に照らしてみてしまうと、他人が病気を治すために使われる麻酔剤を、ご飯のように食べてしまう事すらあるので、当然ながらほかの新鮮な物事をもまためちゃくちゃにされかねない」¹⁶ と言った。周作人は与謝野晶子のこの「健全な思想」は当時の中国ではなかなか受け入れられないのではと予測した。確かに、中国では古くから封建道徳によって女性の貞操が厳しく制定されてきた。辛亥革命以来、言論界において女性問題に関しては男尊女卑、男女の峻別問題、女性教育問題等が取り上げられたが、貞操についてはタブーのように敢えて触れられることもなかった。更に、前述したように、1914年3月袁世凱政府は道徳的に優れている者を表彰するために「褒揚条例」を公布し、1917年11月国民政府は「修正褒揚条例」を公布した。それらによって、女性の性に対する束縛を一層強めたともいえよう。封建的な統治機構は打倒されたとは言え、人々の心に残された女性に対する貞操観は根深いものである。このような状況の下で、当時の啓蒙雑誌『新青年』でさえ、これまでこの問題を取り上げようとしたかった。ところが、こういった困難が目に見えているにもかかわらず、周作人は「我々は麻酔剤を食物として売らなければいい、我々は病気を治す薬を売りさえすればよい」¹⁷ として、無知な人々を騙すような事を批判し、封建道徳に圧迫され、重病にかかっているような国民を救おうという決断を選択した。「また、日光と空気に耐えられず、心身の自由を拒む人はいるのかもしれないが、我々自身が日光と空気を享受する自由を妨げる事はできない、そして我々がこの日光と空気のよさを称える事をも阻止できない」¹⁸ と、人間を圧迫する封建道徳と戦おうという自らの決意を示しながら、与謝野晶子の思想に肯定的な評価をしている。

3. 文学活動初期における「貞操論」との共感

「貞操論」の翻訳文の発表より十年も早い1907年11月『天義報』に周作人の文章「防淫奇策」が載っている。タイトルからすれば何も関連のなさそうなこの二つの文章には、実は深い絆が存在していた。

ここでは、「防淫奇策」の内容について論じた上で、「貞操論」との共鳴する考え方を明らかにすることにする。

周作人の文章「防淫奇策」によると、当時北京督學局は「学堂禁律」を公布し、学生達が稗官小説を読む事を禁じた。その理由は、稗官小説は盜賊を好漢とし、「よこしまな男女関係」にある男女を才子や佳人と教えているため、「淫と盜」を学生に教え込むと考えたためである。これに対し、周作人は「淫」を防止する奇策を出した。(稗官小説に対する政府の理解を正しいとは評価していないし、更に淫、盜が本当に悪いのか、と彼は疑う。)

周作人は『礼記』の「礼運篇」と告子の言葉を引用し、人間である限り食欲も性欲もあるのは当然なことであり、それは人間の本能であることを述べ、「淫」・「盜」は実は人間の本能に結びついている事を明らかにした。

しかし、「淫」・「盜」等の「犯罪」がなぜ起きるのであろうか。それは人間の本能（食欲と性欲）が過剰に制限されているからである。更に場合によっては、それは人殺しにまで発

展すると述べる。殺人事件の原因は多くはケンカや一時的な感情からよりも「淫、盜」から生まれるという。人間が自分の本性=欲に満足すれば、「淫」「盜」等の「犯罪」も少なくなると周作人は言い、「淫」や「盜」が起きる原因を探った。更に周作人は、人殺し等の犯罪から平和を乱す紛争、戦争まで、全て「淫」と「盜」の考えの拡大であると結びつけ、戦争において勝者が敗者に対し、略奪や姦淫を繰り返すのも、その根本には人間の本能的な欲求にあると主張したのである。

又、一方、周作人はなぜ「淫」と「盜」が罪悪とされるのかを追究した。彼はその原因を「女性・物資の私有制」にあるとした。当時の中国の現状を次の様に述べている。地位の高いもの、富裕階級のものが「女性・物資」を独占し、女性を囚人のように家に閉じ込める。寡婦は再婚を許されず、貞女も不貞は許されない。もしその女性たちが本能を満足させるために他人と肉体関係を持てば姦淫罪に問われ、時には自殺に追い込まれる。又、「家族制度」の中で結婚を強いられて、一体男女ともに幸せがあるのか。更に最近の欧米に関しても、婚姻の自由があるとのことであるが、実際には欧米ですらまだ宗教、偽道徳、法律に縛られていて完全には自由ではない。金銭、家柄、地位に縛られている現状では自由な恋愛ではありえない。

自由な恋愛ではないため、本当の性欲も満足できず、男女に「淫」という悪の思いが生まれる。「淫」の原因は、「飢え」や「寒さ」から「盜」が生まれるのと同じである。それに反する者は、「淫」「盜」という罪に問われ、罪人とされるのである。世間はこのように「淫」「盜」になるものをのみ罪悪とするが、そうではなく、それよりも「女性・物資」を私有財産にする制度こそ天下の諸悪の根源であると、周作人は看破した。

学生達が「淫」と「盜」等の悪罪に影響されないようにという名目で稗官小説禁止する北京督學局（=封建統治者達）が公布した「学堂禁律」は、実は封建制度を保つためであると周作人は言いたいのではなかろうか。

周作人は「防淫奇策」を通じて、人間の本性を圧迫する封建制度の本質を暴き出した。社会を混乱させ、平和を乱す所謂「淫」や「盜」のような近因に惑わされず、その根本である所の遠因=封建制度を見直すべきであると述べている。

この文章には、「貞操論」の中で晶子が取り上げた貞操や道徳という言葉はどこにも見当たらないが、実際は周作人もその時から貞操制度といった封建道徳に不満と不信を抱いたと思われる。

彼は以下のように述べる。

中国では古くから、地位が高い者ほど妻が多いこととなっていた。最近になって、富裕な人も妾を作るのが当然のようになつた。大勢の女性達は（この制度によって）深閨の中に屈服させられている。そして厳しく防備されているため、まるで囚人のようである。又、其の女性達を愛するか嫌うかも全て男性の勝手であるため、男性達は思うままに取り扱おうとする。長く閉じ込められている女性に、どうやって愛情と性欲を無くさせる事ができようか。また、寡婦や貞女とされる女性達はまだ若いのに、再婚する事を禁じられ、不貞も許されない。そのためちょっと一線を越える事があった

としても、どうして彼女達の事を不貞と叱る事ができようか。また、婚姻を決める権利もなく、強迫され結婚したものが、どうして幸せに暮らす事が出来ようか。或いは男女の間では愛情が芽生えたのに、両方の家はわざとその縁談を延ばしてしまう。こう言った理由があるから、女性は浮気する事も、或はたまたま淫を犯す事も避けられない事である。¹⁹

このように一夫多妻制の本質は、貞操を女性のみが守るべきであり、男性にはそれを守る必要はないことにある。又、このような封建家族制度を維持するには、女性の自由＝女性の性の自由を厳しく制限するしかない。周作人は、この一夫多妻制＝女性(人間)の本能を過剰に制限する封建道徳が人間社会を混乱させ、平和を乱す根本的な原因であると見なしている。「淫」といった「不正な」行為を予防する前に、このような人間の本能を無視する封建家族制度を先に無くすべきではないかと呼びかけている。これに関して、「貞操論」の中で与謝野晶子は

(貞操道徳は) 若し女には守らさねばならぬが、男には寛假されると云ふやうな矛盾のあるものなら、それは人間生活を破綻失調させる舊式道徳であって、私たちの信頼することのできないものだと思ひます。²⁰

と、このような一方的な貞操観は「人間生活を破綻失調させる」と周作人とほぼ同じ意見を述べる。更に、舊式(=封建)道徳を信頼してはいけないと明白に主張している。そして女性としての実感に基づき、次の様に述べる。

(貞操道徳は) 何人にも遍く強要することができず、其人の境遇、体質等に由って寛厳の差があり、それを一律に何人にも強要しては却って大多数の人間が虚偽と、壓制と、不正と不幸とに泣かねばならぬと云ふやうなものなら、其れは私達の要求して居る新しい道徳として見る事が出来ません。

.....

若し道徳のために人間が生存しているのであるなら、私達は永久に道徳の奴隸となって舊い権威の下に屈従せねばなりませんけれど、さう云ふことは飽迄も自由に生きようとする私達の実感が許容しないことです。²¹

周作人が同情している、男性に振り回され、囚人のように生きている女性達は、まさに晶子のいう「道徳の奴隸」であり、「舊い権威の下に屈従せねばならぬ」女性達である。

更に、周作人は言う

「淫・盜」の二つの考えが芽生えるのは、人々は自分の性欲・食欲という本能を果たしたいと思うからである。(物事の全ての根本として、食物が最も重要である) これは不思議の道理である。²²

性欲も食欲も人間の本能であり、また、人間である限りその本能を無くなるわけがなく、その本能を無理に抑える事は、悪の種を蒔いていると同じ事ではなかろうかと周作人は言う。しかし、その本能を無理に抑える事が危険だとすれば、抑えなければよかったですのか、それとも別の方法があるのかについて、当時の周作人はそこまで考えていなかったようである。この事について、「貞操論」の中で与謝野晶子は「壓制から脱れる」という事は「放従で無秩序な生活を送らす」とするのではなく、「あらゆる自制律——新道徳、新制度の類を建設しようとする」事にあると述べている。つまり、周作人より与謝野晶子のほうが全面的に考えているのである。

以上見てきたように、周作人は「貞操論」を翻訳する十年程前から、与謝野晶子と同じ考え方を抱いていた。周作人と彼女は論じている主題は違っているが、しかし彼らが求めているものは同じである——「全ての虚偽・壓制・不正・不幸から脱れ、最も真実な・自由な・正確な・幸福な生活を実現したい」との事である。また、二人は物事に対する着眼が共通していた。福沢諭吉の言葉を借りて言えば、それは目の前の現状に惑わされず、近因だけではなく、その遠因まで探ろうとする精神である。更に、周作人が「防淫奇策」においては当時の社会状況を考慮して、敢えて晶子のように大胆に貞操問題を取り上げる事ができなかったのかは別にして、以上の二つの文章の比較によって、新文化運動の真っ最中に周作人が「貞操論」を選び、翻訳した理由は、単に1917年11月国民政府が公布した「修正褒揚条例」に反論しているだけではない事が分かる。

4. 節烈批判と貞操問題をめぐる討論

4. 1 胡適の「貞操問題」

「貞操論」の翻訳発表は『新青年』を中心とする当時の知識界に大きな刺激を与え、女性の解放問題は新文化運動の新たな課題となった。

周作人に続き、胡適は早速『新青年』の第五卷一号（7月15日）に「貞操問題」を発表した。胡適は「貞操問題」で「貞操論」の翻訳発表を称揚したうえ、袁世凱が公布した「褒揚条例」の不正と当時の政府がそれに基づいて行なった表彰について甚だしく批判した。

胡適は文章の始めて次のように言っている。

貞操については、世の中で何千年もの間無意識的な迷信に左右されてきた。西洋の学者達が正式にその本質的な意義を討論し始めたのは僅か数十年前のことなのに、「家庭の専制が最も厳しい日本」にしてこれほど大胆な議論をするとはなんとも驚きである。「貞操論」の発表は「東方文明史においても極めて慶賀すべき事」と言えよう。

続いて、胡適は海寧の朱爾邁の記事「会葬唐烈婦記」²³を取り上げながら、貞操問題の中で最も道理のないことは婚約者のために節を守ったり、節に殉じたりする風習であると言えると批判した。

記事「会葬唐烈婦記」の中の唐氏²⁴はいわゆる烈婦である。夫に死なれた彼女は節に殉ずるため、川に身投げをしたり、首をくくったり、絶食したり、毒を飲んだりして、自ら九種類の死ぬ方法を試した。彼女は九十八日間も死んだ夫のことを思いながら、九種類の苦痛に耐え、やっとその目的を達したという。この記事は、彼女の殉死の経緯を詳しく書きなが

ら、その「壮烈な死」を「譲えるもの」であった。

それから、朱爾邁は記事の中に「俞氏の守節」の事を書き加えている。俞氏は嫁ぐ前に婚約者に死なれ、節に殉じて死のうと絶食したが、家族に阻まれて果たせず、一時これを断念して三年の喪が終わるまで生きる事を決意したというものである。

最後に、朱爾邁はこの出来事について次のような意見を述べた。

「俞氏の事件は再び〈烈婦の風習が蘇った〉ことを表しているのではないか……俞氏は絶食して死ぬことができたら幸いな事なのに、家族に阻まれ三年の喪に服する事にならざるを得なかった。しかし、これから三年間一千八十余日は唐列婦の九十八日のような訳にはいかないと、私が恐れている。なぜならば、絶食の後であるので、家族の監視はいっそう厳しくなるはずであると思うからである。……死ぬ決心があっても死ねない時はどのようにすればよいのか。もしあの世から烈婦達が彼女に節義を全うさせてあげる事ができるなら、それは良風美俗の上で大変な盛事になろう。」²⁵

胡適は朱爾邁の議論を「良心のない貞操論」、「極めて貞操迷信の代表」と斥け、貞操問題を論じようとするのなら、このような残酷な烈女論をぶつっている古めかしい儒者達に反対する事から始めなければならないと主張した。その上、人に烈女になる事を勧める行為は故意の殺人罪に等しいと説いた。

また、胡適は与謝野晶子の「貞操は女子にだけ必要な道徳であるのか、それとも男女共に必要なものであるのか」という質問に対し、「中国において最も重要な問題」として、中国の一夫多妻制、寡婦の再婚問題の不正を論じ、「貞操は個人の事ではなく、人が人に対する事であり、一方的な事ではなく、(男女)双方に言えることである」²⁶と回答を与えた。

胡適がこの文章を書き終えた頃、また『上海日報』に烈女の記事が載っていた。二日後のその新聞には民国の「褒揚条例」に基づいて、江蘇省長にこの烈女の表彰を申請するための上海知事の申請書が掲載された。胡適はそれを読んで、書き終えたつもりの貞操問題に対する文章に更に筆を加えた。

烈女として「表彰すべき」人物は上海の17歳の女性陳宛珍である。彼女は節に殉じるため、婚約者の死後僅かに三時間で自殺を図った。その行為に対し、上海知事は「条例に基づき」表彰することを望んだ。「陳烈女の行為は誠に模範とすべきことであることを、証明書を添えて証明いたしますが、表彰するようお願いいたします。……（事実略）……事実に基づき、褒揚金として銀六元を申請いたします。……当知事が事実に相違はないことを証明します。「褒揚条例」に従い、さっそく「貞烈可風」の匾額を送って表彰するようお願い致します。また……の規定によって書類を作成し、証明書を添えて褒揚金お送しますので、ご調査の上、内務省に申し込むようお願いします。陳烈女を条例通り表彰することになれば誠に有意義であります。」²⁷

これを読んだ胡適は、我が国にはこんな条例があるかと非常に驚いた（当時は彼がアメリカ留学から帰国した直後である）。そして早速この「褒揚条例」を調べ、その内容を検討²⁸してから、「褒揚条例」こそが「中国の貞操問題の中心」であると考えた。また、彼は、「褒揚条例」が単なる表彰の目的でつくられた条例ではなく、「これは中国の貞操問題に対する法律の法的な規定である」と指摘した。最後に、胡適はこのような法律によって貞操観念を

規定することに徹底的に反対する意を表明した。

胡適の「貞操問題」に対し、木原葉子氏は「(胡適)は褒揚条例を攻撃し、西欧的個人主義の立場から男女関係のあり方を婦人問題の重要課題として取り上げている」²⁹と述べている。また、小野和子氏も「〈貞操問題〉が決して一般を論じたものではなく袁世凱の公布した「褒揚条例」と、彼の死後修正を経ながらもそれを根拠に再び節烈の表彰が行われようとするのを批判するものであった」³⁰と評価している。

4. 2 魯迅の「私の節烈観」

胡適に続いて魯迅は唐俟という筆名で第五卷二号に「私の節烈観」を発表し、節烈表彰の風潮について批判した。しかし、魯迅は胡適とは違って、節烈を表彰する法律よりは、このような法律の存在を許している人間の精神の有り方の方を問題にした。魯迅はこの文章の始めに、まずなぜこのような「貞節表彰」が復活したかについて検討し、それは「節」「烈」を表彰する事によって社会を建て直そうとする考えがあるからであると述べた。魯迅は「節烈」という言葉はそもそも男性の美德でもあったのに、しかし当時の「節烈表彰」の対象は女性しか入っていないと述べた後、「貞節表彰」の内容について、検討した。彼は「褒揚条例」に規定されている「節」と「烈」の定義に基づきながら、更に、「節」には、「夫の死が早ければ早いほど、家計が苦しければ苦しいほど、「節」はますます立派という事になる。」³¹と、「烈」には「死に方が悲惨であればあるほど、或いは死に方が苦しければ苦しいほど、その「烈」はますます立派という事になる。」³²と加えつけた。しかし、凌辱された場合の表彰は一律ではない。凌辱されそうになった時自殺する者或いは凌辱を断固抵抗して殺された者は「烈」の「名誉」が必ず与えられるに対し、凌辱された後に自殺した女性は必ずしも「烈」の「名誉」が与えられるとは限らない。

続いて、魯迅はこのような残酷な「節烈表彰」を作り出し、運用し、盛り上げる人々とこれによって社会を建て直そうとする考え方に対して批判を向けた。

魯迅によれば、社会の人々が考えるよう「不節烈」の女子は決して國の害になっているわけではない。政治界や軍事界や学術界や商業界において権力を握っているのは全て男子であって、「不節烈」の女子は一人もいない。それなのに世を救う責任を何故女子にだけ転嫁しなければならないのか。旧思想によっても救国の責任は男子にあるし、新思想によれば無論の事男女平等であって、女性にだけその責任を押し付ける道理はないのである。

また、女性に「節烈」の行為を決心してもらったところで、世道人心とは何の関係もない。そもそも男性を除外し、男性自らの責任は回避した「節烈」が道徳であるとは到底認めがたいし、多妻主義を取る男性にはそれを要求する資格はない。

更に、魯迅は守節が盛んになり、烈女が重視される社会的背景として、国民が被征服民の立場に陥ろうという時である事をあげる。女子は男子の所有物で、自分が死ねば再婚すべきでなく、生きていれば無論、敵に奪われる事を許す訳にはいかない。しかも自分は被征服の国民であって、女子を保護する力がなく、敵に反抗する勇気もない。そのため一計を案じて女性の自殺を鼓吹するほかない、と分析した。これは、被征服の状況の中で、男性は自らを免罪にして、女性にのみ節烈を要求する「畸形の道徳」であると批判した。そして、女性自

身もまたその「畸形の道徳」に感化されたと指摘し、女性がこれに反抗せず、自身の中にさえ内面化してしまった事をも批判したのである。

また魯迅は、男性が君主の奴隸である事と、女性が男性の奴隸である事の不可分性を論じ、自ら奴隸である事を止める事は、同時に人を奴隸にする事を止める事でもあると主張した。このような「貞節表彰」をなくすには、男性のみならず女性を含め、国民全体が人間としてのあり方を見直さなければならぬと提議した。

「節烈表彰」に関して、魯迅は体制の側によって進められているだけではなく、むしろ国民全体の中に牢固としてそのような考えがあり、体制の側はそれを代弁し、利用しているにすぎないと述べている。それに対し、周作人はその後「『節』『孝』を表彰する効力はその裏では非常に大きな力を発揮している。すなわち「父は子の綱、夫は妻の綱」に服従できない婦女達を打ち砕き、彼女達に社会的地位を与えさせない事につながる。具体的な例で言えば、小説の中に見られる『儒林外史』の王玉輝の娘の、夫に対する殉死は、実際は死に追いかまれたのだと考えられる」と述べ、魯迅の言う「国民全体の中に牢固としてそのような考え方」以上に、裏で非常に大きな力を発揮している事を具体的に論じた。

4. 3 周作人の「藍志先の文章に答えて」³³

周作人が「貞操論」を翻訳した事に対し、胡適と魯迅のように好意的に受け取るものばかりではなかった。藍志先は反論者の一人として、次のように言う。愛情とは感情を主としたものであるが故に、盲目的で移ろいやすいものであり、結婚は愛情だけによるのではなく、人格的な結合でもある。それ故に道徳によって制裁され、そこで初めて夫婦は互いの人格を尊重しあうようになり、愛情もまた感傷的なものから人格的な愛情へと変わっていくことになる。それ故に「貞操」³⁴ は道徳の中で最も尊守されるべきもので、一夫一妻制に不可欠な道徳である。更に、藍志先は、「貞操論」に論じられたものは性欲を抑制できぬという病的事実を示す事であり、その根本的な誤りは、人間が人格を有する事を忘れた所にある、と反論した。

藍志先の反論に対し、周作人は『新青年』の第六卷二号に「藍志先の文章に答えて」という文章を発表した。周作人はこの文章ではリップスの『倫理学の根本問題』に論じている恋愛とは両性間の官能的でかつ倫理的な興味であるという観点に基づいて論を展開した。恋愛するとは両性間の性的牽引と人格的な牽引から成り立つものであって、藍志先の言うような盲目的感情や情欲ではないと論じた。また、もし他人の人格を無視し、自己の情欲の満足だけを求めるならば、それは恋愛や自由な恋愛ではないとはっきりと藍志先の誤解を指摘した。更に、藍志先が提唱している「貞操」について、「先生の言う「貞操」は純潔な貞操を指しているか？それとも誠実で最も信用できるという貞操を指しているか」と疑問を申し出た。それから、藍志先に「もし肉体的と精神的に完全の純潔を指しているならば、まず「貞操論」の中で提出している疑問を解かなければならない」と貞操に関する定義を明確に示す事を求めた。なぜならば、習慣では貞操を肉体的な純潔といい、貞節を守る根本となり、誤解しやすいものであり、藍志先の文章から貞操は即ち性欲を抑制する事であるとも読み取れるからであると周作人はいう。

藍志先の反論・批判をきっかけに、藍志先、周作人、胡適の三人は貞操問題に関する討論を交わし、それは『新青年』の第六卷四号に掲載された。この事をきっかけに『新青年』を始め、新文化運動における女性問題は、封建社会制度や道徳を打倒するための中心から、恋愛や結婚のあり方を探求する方向へと転換していく事になった。

終わりに

上にみてきたように、日本へ留学してから女性問題に関して沈黙を続けた周作人ではあるが、新文化運動の高潮期を迎えた際、「貞操論」を翻訳発表し、当時のタブーであった貞操問題に触れた。この勇気のある行動は女性問題の解決に大きな役割を果たした。

1916年9月、『新青年』は、国家社会の進歩を謀ろうとするなら家族制度といった重要問題を解決しなければならないが、女性問題はその解決するカギであると指摘している。また、女性問題が解決に至るには女性たちが先頭に立たなければならないと提唱し、教育・婚姻・家庭・権利・社会への進出などの問題をテーマにし、女性たちに自ら論じることを期待した。しかし、『新青年』の呼びかけに対して当時の女性たちの反応は積極的ではなかったため、『新青年』の目次から「女子」・「女性」といった言葉さえ見当たらなくなってしまった。

翌年の1917年2月、『新青年』は封建道徳の基本となる孔教の批判の展開と共に「女子問題欄」を設けた。「賢母氏と中国の将来性との関係」や「女子教育」のような賢母良妻といった旧態依然の発想に基づいた文章が多くあったが、「女権平議」のような性差別の根源が儒教の經典にある事を論じた文章もあった。一時期、「女性問題欄」が一層盛り上がったようにも見えた。しかし、それは長く続くことはなかった。「女性問題欄」が設けられた三ヶ月後にはそれは『新青年』から立ち消えになっていた。この最も進歩的、先駆的であったはずの『新青年』ですら女性問題を真剣に続けて取り込むことが出来なくなっていたのである。

「貞操論」はこうした中で周作人によって翻訳発表されたのである。「純粹で健全な思想」を持った「貞操論」は、当時の社会に根深く残されていた女性に対する歪んだ貞操観念に新鮮な空気を与えた。胡適や魯迅の積極的な応援もあって、『新青年』での女性問題に関する議論は絶えずに続いた。

拙稿「文学活動初期における周作人の女性観——翻訳小説『侠女奴』を中心に」で論じたように、周作人は文学活動初期から女性問題に関心を持ちつづけていた。彼は新文化運動の先導者達の中の誰よりもいち早く、女性問題に力を注ぎ、様々な方面から封建制度による女性への束縛・軽蔑等を厳しく批判しながら、女性たちの自覚を喚起しようとした。新文化運動が始まっても、『新青年』の「女性問題欄」の呼びかけにもなかなか応じる人がいなかつたことからも、十年程前の周作人の呼びかけに答える人はどれくらいいたかは容易に想像できるであろう。しかし、周作人はこのことで挫けたわけではない。彼は次のように言っている。

「私はしょせん意氣地なしの人間であるが、当時彼女達のために一度闘ってみよう決心した。例えその障害が人力であれ、天力であれ」³⁵

「貞操論」の翻訳発表は周作人の女性問題の解決に対する新たな出発点であると言えよう。

〈注〉

- 1 拙稿「文学活動初期における周作人の女性観」2003年1月中京学院大学研究紀要
- 2 原作は「貞操ハ道徳以上ニ尊貴デアル」というタイトルのである。1915年11月雑誌『太陽』に発表され、1916年4月に刊行された。『与謝野晶子全集』の第15巻に収録されている。
- 3 『新青年』5巻1号に掲載
- 4 『新青年』5巻2号に掲載、署名は唐俟。
- 5 『中華民国暫行刑律』である。郭延以編著1985年（民国73年）『中華民国史事日誌』第一集台北中央研究院近代史研究所による。
- 6 『時報』民国元年6月6日 夫が妻の不倫相手を殺した事件があったが、その夫を有罪と判決された。旧律では、それは無罪である。
- 7 『呉虞日記』1913年6月12日に告訴された寡婦とその恋人を暫行新刑律によって、無罪とされたという記事がかかっている。それは旧律では有罪であった。
- 8 中華民国3年3月1日の『政府公報』に掲載されていた。郭延以編著1985年（民国73年）『中華民国史事日誌』第一集台北中央研究院近代史研究所による。
- 9 中華民国3年6月25日『政府公報』に掲載されていた。郭延以編著1985年（民国73年）『中華民国史事日誌』第一集台北中央研究院近代史研究所による。
- 10 封建社会の支配体制を維持するにあたり、家族制度が最も重要な役割を果たしている。家族制度は専制主義の根柢であると最初に説いたのは呉虞である。呉虞（1872－1949）、字は又陵・幼陵といい、四川省成都の生まれである。戊戌変法運動に伴う新しい思想に触れた後、1905年日本に留学し、法政大学で学んだという。
- 11 三聯書店編集部1957年『東方雑誌』14巻12号生活・読書・新和三聯書店
- 12 『政府公報』中華民国6年12月17日に掲載されていた。郭延以編著1985年（民国73年）『中華民国史事日誌』第一集による。
- 13 原文：后来转作评论、识见议论，都极正大。据我们的意见，是现今日本第一流女批评家、极进步、极自由、极真实、极平正的伟大妇人，不是那一班女界中顽固老辈和浮躁后生可以企及、就比那些滑稽学者们、见识也胜过几倍。
- 14 1980年5月『与謝野晶子全集』第15巻「評論 感想集二」講談社 130ページ
- 15 原文：我确信这篇文中、纯是健全的思想
- 16 原文：但是日光和空气、虽然有益卫生；那些衰弱病人、或久住在暗地里的人、骤然遇者新鲜的气、明亮的光、反觉极不舒服、也未可知。照从前看来、别人治病的麻醉剂、尚且会拿来当做饭吃；另外的新事物、自然也怕不免弄得一塌胡涂。
- 17 原文：然而我们只要不贩卖麻醉剂请人当饭便好、我们只要买我们治病的药。
- 18 原文：又譬如虽然有人禁不起日光和空气——身心的自由——的力、却不能因此妨害我们自己去享受日光和空气、并阻止我们去赞美这日光与空气的好处。
- 19 原文：中国自古以来、位愈尊者妻愈众、近则贵显之民亦恒蓄妾、使多数之妇女屈伏深闺之中、防范之严、有若囚虏、又爱憎由己、宠幸靡恒。久闭之女、安能禁其无情欲之私？又既寡之妇、守贞之女、虽当青年、亦禁再嫁、稍逾防检、安能遽斥其不贞？又婚姻之权、非已身所克操、强迫之馀、奚能必其敦睦？或男女情欲既萌、而两姓故展其婚期、以是之故、

- 則女有外遇，或偶犯旁淫，亦事理所必然。
- 20 1980年5月『与謝野晶子全集』第15巻「評論 感想集二」講談社 132ページ
- 21 1980年5月『与謝野晶子全集』第15巻「評論 感想集二」講談社 131ページ
- 22 原文：而淫盜二念之萌、又由于人人思逐其色食之性(一切之则、以食物为最急要)、此乃不易之理也
- 23 この記事は7月23、24日の『中華新報』に掲載されていた。胡適は「非常に価値のある記事」とあると皮肉に言う。
- 24 封建社会では女性に名前をつける習慣はなかったため、苗字に「氏」をつけて名前代わりにしていた。また、女性に名前を付け始めたのが最後の封建王朝清が倒れた後の事である。
- 25 原文：嗟乎、余氏女蓋聞烈妇之风而兴起者乎？……余氏女果能死与其日之内、岂不甚幸？乃为家阻之、余氏女亦以三年为已任、余正恐三年之间凡一千八十日有奇、非如烈妇之九十八日也、且绝食之后、其家人防之者百端、……虽有死之志、若无死之间、可奈何？烈妇倘能阴相之以成其节、风化所关猗欤盛矣！
- 26 原文：貞操不是个人的事、乃是人对人的事；不是一方面的事、乃是双方面的事
- 27 原文：呈为陈烈女行事可风、造册具书证明、请予按例褒扬事。……（事实略）……兹据呈称……并开具事实付送褒扬费六元前来。……知事复查无异。除先给予「贞烈可风」匾额、以资旌表外、谨援褒扬条例……之规定、造具清册、并付证明书、连同褒扬费、一并备文呈送、仰祈鉴核、俯赐施行内务部将陈烈女按例褒扬、实为德便事。
- 28 「褒揚条例」の内容については前節に述べてある。
- 29 木原葉子1987「周作人と与謝野晶子——「貞操論」・「愛の創作」を中心に」東京女子大学『日本文学』68号
- 30 小野和子著『五四時期家族論の背景』（京都大学人文科学研究所郷土研究報告・五四運動の研究・第5函⑯）同朋舎
- 31 原文：丈夫死的愈早、家里愈穷、他便节得愈好
- 32 5. 1の中に挙げた朱爾邁の文章はまさにこの魯迅の言葉の実例である。原文：这也是死得愈惨愈苦、他便烈得愈好
- 33 原文名：「答藍志先書」
- 34 藍志先のいう貞操は「褒揚条例」によって、規定された女性の「貞操」である。
- 35 1925年2月「抱犢谷通信」『語糸』12期

参考文献

- 周作人著（鐘叔河編）1998年9月『上下身：周作人文類編』（全十集）湖南文藝出版社
- 吉田富夫 2002年3月『中国現代文学史』朋友書店
- 趙欣伯 1934年『中華民国刑法』東京中央大学
- 郭廷以編著 1985年『中華民国史事日誌』台北中央研究院近代史研究所
- 与謝野晶子著 1980年5月『与謝野晶子全集』第15巻「評論 感想集二」講談社
- 木原葉子 1987年「周作人と与謝野晶子——「貞操論」・「愛の創作」を中心に」東京女子大学『日本文學』68号
- 小野和子著 1985年1月『五四時期家族論の背景』（京都大学人文科学研究所郷土研究報告・五四運動の研究・第5函⑯）同朋舎
- 李 瑾 2003年1月「文学活動初期における周作人の女性観——翻訳小説『侠女奴』を中心に」中京学院大学研究紀要第10巻